所沢リハビリテーション病院　訪問看護ステーション　重要事項説明書

（2026 年 4 月 1 日現在）

1　事業所の概要

（1）事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	所沢リハビリテーション病院　訪問看護ステーション
所在地	〒359-0002 埼玉県所沢市中富 1016
介護保険指定番号	埼玉県　1162590214 号
通常の事業の実施地域	所沢市　　　　※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

（2）営業時間

月曜日～土曜日	９：００　～　１７：００

※ただし、国民の休日、年末年始（１２月２９日～1月３日）を除きます。

※ご契約時の内容によっては、電話等による２４時間体制の看護相談が可能です。

（3）職員体制

	資　格	常　勤	非常勤	計
管理者	看護師（兼務）	１名		１名
看護職員	看護師	６名		6.０名
理学療法士	理学療法士	３名	２名	3.６名
作業療法士	作業療法士	２名		2.０名
言語聴覚士	言語聴覚士		１名	１名

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションは看護業務の一環として、看護職員の代わりにさせる訪問となります。

2　事業の目的、運営方針

＜事業の目的＞

ご利用者様に対して、訪問看護のサービスを提供し、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

＜運営の方針＞

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3　利用料金

（1）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として法定料金の１割から３割となります。

ただし、保険外のサービスを利用した場合は、全額自己負担となります。

※要介護から支援、支援から要介護になった時は、初回加算が発生します。

医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として法定料金の１割又は３割となります。

その他の料金は、料金表（別紙）を参照してください。

（2）交通費

介護保険からの給付サービスを利用する場合には、訪問にかかる交通費は無料ですが、上記１（1）の通常の事業の実施地域を超えて訪問する場合は、交通費として通常の事業の実施地域を超えた地点から１km につき３０円をいただきます（但し１km 未満の端数は四捨五入）。

医療保険からの給付サービスを利用する場合には、全額負担していただきます。

職員の移動に自動車を利用しますので、場所によっては駐車料金を頂くこともあります。

（3）キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください（電話　０４－２９４３－１７７１）。

①ご利用当日の午前8時30分までにご連絡いただいた場合	：	無料
②ご利用当日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合	：	当該基本料金の１０％

（4）料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月１０日頃に先月分の料金を請求いたしますので、あらかじめ指定した方法でお支払いください。

4　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。職員がお伺いいたします。契約を締結するとともに、訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合（条件を変更して再度契約することができます）
- 入院・入所等で過去二月間において、当訪問看護ステーションでのご利用がなかった場合（再開の場合は、再契約となります）
- ご利用者様が亡くなられた場合

④　その他

- 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- 天候不良や交通事情によってはお休みとさせていただくことがあります。
- 当日の健康チェックの結果、ご利用者様の体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでのご利用をお断りさせていただく場合があります。
- その他、契約解除等につきましては、別紙契約書をご参照ください。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします（別紙「緊急連絡先」に記載）。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：　東京海上日動火災（株）

保　険　名　：　訪問看護賠償責任保険

7 サービス内容に関する苦情

当ステーションご利用者様　苦情窓口（月曜から土曜・午前９時～午後５時）

担当責任者　多田　郁子　　　　電話　０４－２９４３－１７７１

その他、所沢市介護保険課（電話　０４－２９９８－９４２０）、埼玉県国民健康保険団体連合会（電話０４８－８２４－２５６８）等でも相談・苦情を受け付けております。